

# 原木しいたけを生産される皆様へ

平成 26 年 1 月 22 日  
千葉県農林水産部 森林課  
電話：043-223-2966

- 未検査のほだ木を使用している方は、速やかに放射性物質検査をお願いします。  
※原木・ほだ木の指標値：50Bq/kg
- なお、次表のとおり、出荷制限・出荷自粛中のしいたけ品目を出荷販売しないよう、お願いします。

## 1 原木しいたけの出荷制限・出荷自粛対象区域（平成26年1月22日現在）

	品目	産地（市域全域）
出荷制限	原木しいたけ（露地栽培）	我孫子市、君津市、流山市、佐倉市、印西市、白井市、千葉市、八千代市、山武市、富津市（計10市）
	原木しいたけ（施設栽培）	山武市、富津市、君津市（計3市）
出荷自粛	原木しいたけ（露地栽培）	成田市（計1市）
	乾しいたけ	成田市（計1市）

最新の出荷制限等の状況及び出荷制限等の解除の仕組みについては、県ホームページ※を適宜御参照ください。

※<http://www.pref.chiba.lg.jp/shinrin/shinrin/rinsanbutsu/shiitake-kaijo.html>

## 2 原木・ほだ木の放射性物質検査について

### ポイント1 原木・ほだ木の放射性物質検査を要する17都県

青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、山梨県、長野県、静岡県

ポイント2 検査にはロットの中で**細い**ほだ木（原木）を選んでください。

ポイント3 指標値は、セシウム134とセシウム137の合計値です。

ポイント4 検査機関にはセシウム134とセシウム137の**合計下限値は10Bq/kg以下**と指定して検査を依頼してください。

## 3 自家消費から出荷販売を御検討している方

県林業事務所・支所、市町村（森林・林業担当課）へ御相談ください。

お 問 合 せ 先	千葉県北部林業事務所（香取、海匝、山武、長生地域）	Tel 0475(82)3121
	千葉県北部林業事務所印旛支所 （千葉市及び東葛飾、印旛地域）	Tel 043(483)1130
	千葉県中部林業事務所（市原市及び君津地域）	Tel 0439(55)4970
	千葉県南部林業事務所（夷隅、安房地域）	Tel 04(7092)1318